

# 木綿織物の受容過程と柳井縞に関する一考察

松尾量子

## On the Acceptance of Cotton Fabrics and *Yanaijima* in the Japanese Textile History

Ryoko MATSUO

### 要 旨

山口県における伝統的な木綿織物である柳井縞は、明治時代に広く流通していたとされるが、大正期に衰退してしまい、近年まで名称のみが伝えられてきた。平成6年に手織りの柳井縞の復活を目的として「柳井縞の会」が結成されたことによって、新しい平成の柳井縞が製織されるようになった。この小論においては、日本における木綿織物の受容過程の中に柳井縞の位置づけを確認する作業を行うことによって、柳井縞についての検証を試みる。

#### 1. はじめに

山口県における木綿織物は周東地域が主要な産地であり、特に縞織物は、集積地であった柳井の地名を冠して柳井縞と称され、明治期には広く流通していたが、大正時代には衰退してしまい、以後近年まで「柳井縞」という名称のみが伝えられてきた。平成に入って、柳井市伊陸の旧家に保存されていた手織機が柳井市に寄贈されたことをきっかけとして、平成6年に「柳井縞の会」が結成され、手織りの柳井縞の復活が試みられている。現在ではこの新生柳井縞を使用した商品の開発などが行われている。柳井縞に関しては、地域の伝統的な木綿縞織物という観点から研究が行われてきたが<sup>1)</sup>、現存資料が少ないために、江戸時代の柳井縞については詳しく解明されていない。

ところで木綿は今日のわれわれの生活の場において最も身近な繊維である。しかし木綿は日本に自生する植物ではなく、中世までは、中国や朝鮮半島からもたらされた輸入品であった。日本において木綿が栽培され、木綿織物が織られるようになるのは、近世以降のことである。柳田国男は大正13年(1924年)に「木綿以前の事」において木綿の導入が日本人の生活にもたらした変化を取り上げている<sup>2)</sup>。小野晃嗣は昭和15年(1940)に「本邦木綿機業成立の過程」において、中世以降、木綿が日本に根付いていく過程について、綿密な資料を駆使した論文を著している<sup>3)</sup>。永原慶二は、『新・木綿以前の事』に

において、小野論文を検証した上で、国産木綿の生産が日本の経済史に果たした役割を大きく評価するという立場をとっている<sup>4)</sup>。

服飾の世界においても、木綿の受容は大きな意味を持っており、江戸時代後期に見られる縞の流行は、木綿織物の普及がなければ、起こりえなかったと思われる。しかしながら、木綿は主として庶民の衣服に使用されたことから、可能な限り再生されて使用されるものであり、現物資料が残ることも、記録に残ることも少ない。

この小論では、日本における木綿織物の受容過程の中に、柳井縞を位置づける作業を行うことによって、柳井縞についての検証を行う。

#### 2. 近世以前における木綿織物の受容

木綿は古代から日本に自生する植物ではなく、『類聚国史』によると、延暦18年(799年)に南方からの舟が三河地方に漂着し、綿の種を伝えたと言われている。しかしながら、気候風土の違いから、木綿は日本に根付かず、14世紀頃に成立したとされる『夫木抄』には衣笠内大臣(1192-1264)の「敷島のやまとはあらぬから人のうゑてし綿の種は絶えにき」という和歌が収められており、木綿の種が日本には根付かずに絶えたことが、鎌倉時代初期まで伝えられていたことがわかる。小野は、鎌倉時代の初期、元久元年(1204)の高野山金剛峰寺関連の記録をあげて、中国の宋の商人が日本に若干量の木

綿をもたらししていたと推察している<sup>5)</sup>。

鎌倉時代には、日本から中国への禅僧の留学や中国からの高僧の渡航によって、中国の高度な技術に基づく染織品が、袈裟などの形をとって日本にもたらされているので<sup>6)</sup>、木綿についても、仏教寺院においては、比較的早くから知られていたと考えられる。14世紀後半に成立したとされる『庭訓往来』では、10月の項において大斎の布施物を列挙した中に「花綾木綿」、「木綿の肚脱」が見られる<sup>7)</sup>。「肚脱」は、禅僧がかぶる袋のことであるので、これは文字通り木綿で作られた僧侶のかぶる袋を指す。「花綾木綿」<sup>8)</sup>は、禅宗寺院で寺務を管理する知事方にたいする布施物の一つとして、素紗、梅花などの絹類と列記されており、染織品としての価値は、高度な製織技術を要する羅や紗につぐ位置づけにあったと考えられるが、実際にどのような布地であったのかについては明確ではない<sup>9)</sup>。『庭訓往来』は、中層程度の武家の子弟を対象とした教育用の手習い手本という位置づけで編纂されたものと考えられていることから<sup>10)</sup>、このような教則本に記されている事物は、その学習の対象となる人々にとって必要な知識であったと考えられるので、14世紀の後半には、木綿はまだ輸入品であったが、中層程度の武士階級にも知られていたと推察できる。

応永13年(1406)に足利將軍家の使者に対して李朝側から贈られた品目の中に、青木綿・綿子等が含まれており、次いで応永15年(1408)には、大内氏に対しても紬布・綿布が贈られている。この時期にはこの両者以外には李朝側から木綿類は贈られておらず、木綿は李朝側にとっても貴重な価値を持つものであったと推察されている<sup>11)</sup>。この後、李朝からの綿布の輸入は急増し、応永25年(1418)から30年(1423)までの5年間に、11,680匹にのぼると算出されている<sup>12)</sup>。永原は、木綿の受容を歴史の問題として見たときに、戦国時代という時代特有の条件の重要性を指摘しているが<sup>13)</sup>、日本側が木綿をもとめたのは、武家においては、木綿は兵衣だけでなく、軍船の帆や軍旗、幕などに使用するために、大量に必要であったためである。文明5年(1473)近江・出雲の守護京極政経が李朝に対して兵士のための木綿と綿糸を求めた申し入れが、木綿の使用目的を明確に示した最初の資料であるとされている<sup>14)</sup>。

一方で木綿は、市場においても取引がなされるようになっており、応仁2年(1468)10月19日の『大乘院寺社雑事記』には、六方衆管下の布座と小物座が「文綿」売りの権利を争ったことが書かれている。この中で、小物座は「唐物以下此の如きの色々、悉くみな自専す」として、小物座は唐物の販売の権利を持つことから木綿も当然小物座があつかうべきだと主張したのであり、布座は「モンメンは衣服類な

り、布と同篇なり」と主張している<sup>15)</sup>。六方衆の裁定は小物座の正当性を認めるということであったが、布座はこれを受け入れなかった。ここで布座の主張に注目すると、木綿は麻と同じく衣服類に入るとしていることから、この頃になると、輸入木綿が市場に流通するようになり、衣服の材料として使用されるようになってきていたと推察できる。文明3年(1471)の奈良大乘院の記録からは、小袖に木綿を使用したことが読み取れ、絹一疋と木綿、糸を合わせて二貫八百文が支払われている<sup>16)</sup>。

### 3. 衣服における木綿

16世紀に入ると、武家における木綿の使用は、戦時における兵衣や旗、幕としての使用に加えて、平時の衣服としても着用されるようになる。弘治2年(1556)の『結城氏法度』では、家臣の出仕時の衣服に関して、

誰成共朝夕皮(革)袴にて出仕すべからず、何時も布袴、然らざれば木綿袴然るべく候、又見候へば、木綿肩衣召され候、なかなか見悪く候、やめられべく候<sup>17)</sup>

とあり、家臣の出仕時の袴として、布袴あるいは木綿袴の着用が求められている。ここでいう布袴とは、麻製の袴を指し、木綿は麻と同等の位置づけに置かれていたことがわかる。しかし、肩衣については木綿のものは見た目がよくないとして、禁止されている。法度の中で木綿の肩衣が禁じられたことから、実際に木綿製の肩衣の着用が目立つほどに行われていたと推察することができる。

肩衣は、享徳3年(1454)の奥書のある『鎌倉年中行事』において、将軍が騒乱平定のために出陣した際の「金襴ノ御肩衣、小袴」という記述から、鎌倉時代の武将が戦場における晴れの装いとして鎧の下に用いた鎧直垂に相当するようのものであったとされている<sup>18)</sup>。即ち肩衣は武家にとって象徴的な衣服であると考えられ、時代が下ると、重要な儀礼の場を除いては、武家の公服として着用されるようになるものであることから、木綿の肩衣は、その柔らかさの故に「見悪く」と形容されたと考えられる。天正2年(1574)の北条氏の服装規定においては、

一騎合衆は白衣にてもくるしからず候、冬はかみこ・木綿、夏は布かたびら又はたふかたびら<sup>19)</sup>

と記されており、木綿は身分の低い兵の冬用の衣服とされている。

仏教寺院における使用についても、木綿はまず冬

に適したものとして受け入れられたようで、天文8年(1539)から文禄5年(1596)の『多聞院日記』における木綿に関連する記載の集計から、6月から8月の3ヶ月間にはほとんど木綿に関する記述が見られないという結果が小野により報告されている<sup>20)</sup>。『多聞院日記』にしばしば記述されている木綿の布子は、綿を入れることで、より保温力の高い衣服として作られていたものである。小野は永禄(1558-70)頃から「真綿」という言葉が現れていることを指摘しているが<sup>21)</sup>、古代から「綿」という語は絹綿を意味していたことから、「真綿」という言葉が使用されるようになったことは、木綿綿の使用が増えていたことを示している。また「モンメンノヨルノ物」「シキフスマモンメン」といった寝具としての木綿の使用も保温性に基づいていたと思われる。

#### 4. 日本産木綿と唐木綿

日本産の木綿織物に関する初見資料として、永原は、断定はできないと断った上で、高野山金剛三昧院に伝わる文明11年(1479)の「筑前国粥田荘納所等連署料足注文」における「木綿壺端令賢房へ進之」という記述をあげている<sup>22)</sup>。この後明応元年(1492)には『山科家礼記』に宇治から「わたのあふたる七十上候」という記述があり、越後においても長享2年(1488)に木綿栽培についての記録が存在するので、15世紀の後半になると、木綿栽培は急速に日本各地に広まっていったと考えられている。一方で、李朝との交易の窓口の役割を果たす位置にあった対馬では、延徳2年(1490)に宗貞国が李朝に対し、木綿の輸入を求めて、「絹布、麻布之類は吾国の本有て所なり、但し木綿はあるなし」<sup>23)</sup>と述べている。この文書そのものは李朝からの木綿の輸入を強く求めるというものであったから、文字通りに読み取ることにはできないが、日本における木綿生産が国内の需要を満たすほどには大きくなっていないことを示している。永世10年(1510)になると、大乘院旧蔵の『永世年中記』において、「三川木綿」<sup>24)</sup>、や「木綿 但馬ニアリ」<sup>25)</sup>といった記述が見られることから、15世紀の末から16世紀の初頭にかけての時期に、いくつかの木綿の産地が生まれてきていることがわかる。

文禄元年(1592)には、相模国の総持院から徳川家康に対して、三浦木綿が贈られており、家康の礼状には「遠路御音信として代僧殊に三浦木綿指し越され候、祝着に候」と記されている<sup>26)</sup>。家康から毛利輝元の長男秀就(1595-1651)の誕生を祝って贈られたと伝えられている産着3領(毛利博物館所蔵)には、それぞれ木綿の裏地がつけられている。このうちの一枚である「段織綾産衣」は段替りの綾織に、袖の襟、平絹の紐がつき、薄く真綿が入ったもので

あり、裏地にのみ白木綿が使用されている。これら3領の産着は、初期小袖の特徴をよくあらわしているものであるとされており、裏地の木綿は、家康ゆかりの三河木綿であり、当時は産出量が少なく価値が高いものであったと解されている<sup>27)</sup>。一方16世紀にはいると公卿である山科言継の『言継卿記』においても、駿河や三河から木綿が贈られたことが記載されており、これらの地域の木綿が銘柄木綿として扱われていたことがわかる。永禄9年(1566)12月4日の『言継卿記』には、駿河の新光明寺住持の高僧から木綿を贈られたことが記載されており「木綿一端被送之、祝着了」とある<sup>28)</sup>。

天文17年(1548)には、『言継卿記』などに「唐木綿」という記述があらわれるようになり、小野は中国からの木綿の輸入が急増したことによって「唐木綿」という言葉がこの頃に成立したと述べている<sup>29)</sup>。ところで染織品において使用される「唐」という語は、室町時代に京都で織られた唐織に見られるように、中国を具体的に指す言葉ではなく、高級品という意味を持って使用されていた<sup>30)</sup>。また茶の湯の世界における「唐物」は、「外来品」であり、かつ「莊嚴の場を構成するにふさわしい美を備えているもの」<sup>31)</sup>であったから、新しく使用されるようになった「唐木綿」という言葉は、単に中国産の木綿というだけではなく、高価な舶来品を指していたと思われる。天文20年(1551)12月25日には、本願寺証如上人が狩野法眼に依頼した障壁画の完成に対して、褒美として与えたものの中に「唐木綿」「日本木綿」という記述があり<sup>32)</sup>、唐木綿30反の代金が10貫であったことがわかる。

元和2年(1616)徳川家康の死後にその財産の形見分けの目録として作成された『御駿府御道具帳』には、家康によって駿府城に備蓄されていた木綿類として、次のような記述が見られる<sup>33)</sup>。

##### 一唐木綿内

一端かきいろ	三端四ひろ物	十五端は、せは
		百四端
一白唐木綿内三端四ひろ物		百六拾一端
一上白唐木綿		四拾三端
一かなきん内五端御手拭	木綿壺端嶋	拾五端
一くろ唐木綿内拾八端こい阿さき		百二拾三端
一こんの唐木綿		三拾二端
一らう引唐木綿内		
	こん拾三端	阿さき卅七端
		もへき九端
		六拾九端
一おらんと嶋木綿		拾壺端
	唐木綿合	千五拾八端
こくら木綿		拾九端
こくら木綿風呂敷		壺

こくら金入敷物	壱
田舎木綿内五拾二端上々	八百六端

これらの木綿がどのような使途のために蓄えられていたのかは、不明であるが、この記述は、唐木綿という言葉が金巾などを含めた舶来の高級木綿全体を指す言葉としても使用されていたことを示している。また『御駿府御道具帳』においては、国産の木綿は、こくら木綿のみが別格で扱われている。残りはすべて田舎木綿という扱いであり、その中の52反は品質が上々とされていることから、17世紀の前半には、国産木綿の生産において、品質のばらつきがあり、産地間の格差が生じていたこと、銘柄木綿という価値ができてきたことがわかる。

## 5. 江戸時代における国産木綿

徳川幕府は寛永5年(1628)に農民の衣服に関して、「百姓之着物之事、百姓分之者ハ布・木綿たるべし」という禁令を出している。このことから、17世紀の前半には国産木綿の生産が、全国的に普及していたと考えられる。正保2年(1645)に京都の俳諧師である松江重頼による『毛吹草』には諸国の物産が記載されているが、そこには、「久宝寺木綿」「古妻木綿」「長崎木綿」や豊前の「木綿嶋」などがあげられている<sup>34)</sup>。『毛吹草』では、京都をはじめ大和、河内、摂津などについては詳細に記載されているのに対して、それ以外の地域については、大まかな記載となっており、この資料から17世紀中庸の銘柄木綿の産地を確定することはできないが、東北地方を除いた日本各地で木綿織物が製織されていたことを読み取ることができる。『毛吹草』に見られる周防の物産の中には、木綿は登場していない。

正徳2年(1712)頃に寺島良安によって編纂された『和漢三才図会』においては、木綿織物の産地は「勢州松阪を上と為す。河州、摂州之れに次ぐ。参州、尾州、紀州、泉州中と為す。播州、淡州を下と為す。」<sup>35)</sup>とランク付けをして記されている。また日本で栽培されている木綿の種類については、多田綿・蝦手綿・神楽綿・佐利綿・煙草綿の五種が上げられており、それぞれ特徴を持っていたことがわかる<sup>36)</sup>。また木綿綿の産地については「凡そ摂州及び備後の産を最上と為す。播磨、丹波、備中並に佳し。河州、紀州之れに次ぐ。泉州下と為す。其の他にも出づる処枚挙せず。但し北国には種えず。」<sup>37)</sup>とされている。

山口県における木綿の栽培と木綿織物の生産がいつ頃から行われるようになったのかについては、明確ではないが、他の多くの地域と同じように、江戸時代の初期には生産が始まっていたと考えられる。18世紀になると、元文元年(1736)に大阪の間屋に

集積された白木綿117万8391反についての13の産地の中に周防が見られるが、縞木綿23万6922反の産地には周防の名は見られない<sup>38)</sup>。宝暦13年(1763)に長州藩は、「綿布運上仕法」によって、藩外に輸出する綿布にも運上金を課し、藩の財政の一つとするようになっていく<sup>39)</sup>。天明6年(1786)には、周防の白木綿40万反が大阪に上がったと推定されており、縞木綿8万反の産地の一つにあげられている<sup>40)</sup>。以上のことから、周防においては18世紀の半ば頃には綿織物の生産が盛んになっていたことが読み取れ、また縞木綿の製織も行われるようになっていたと考えられる。周防における縞木綿の主な産地は、柳井を含む周東地域であったとされるが、縞の製織に関する他地域からの技術の導入の記録は見られないことから、地縞として発生し、発達したものであるとされている<sup>41)</sup>。

柳井は江戸時代には長州藩の支藩であった岩国藩領であり、岩国藩では、長州藩より早く宝暦十年(1760)10月以来、綿布だけではなく麻や絹、蚊帳まですべての織物に検印制度を実施し、反別二分の検印料を徴収している<sup>42)</sup>。天明7年(1781)に岩国に綿座ができており、寛政7(1789)には綿世話所となっていることなどから、岩国藩領での木綿織物の生産は、18世紀の後半にはかなり盛んになっていたと推察できる。

## 6. 柳井縞の誕生

『岩邑年代記』によると寛政11年(1799)に「柳井新地にて木綿せり売、札入有之、一ヶ月一度ずつ、九月より十二月まで有之。尤、表向は他国差留、御領内計也。九月一度三貫目寄せ、十一月二度六貫目寄せ、十二月より止む」<sup>43)</sup>とあり、これが縞木綿の製織を意味するとされている<sup>44)</sup>。ここで木綿のせり売りに関して、岩国藩領外への輸出は禁じられていたことが述べられているが、「表向は他国差留」とあるので、実質的に領外との取引がなされていたことがわかり、この時期にはすでに柳井が木綿織物の集積地であったことを示している。天保11年(1840)から嘉永6年(1853)までに柳井反物座による取り扱いにおいて、月二万反を越えた月が13回記録されている<sup>45)</sup>。これは織物全般の取り扱い量であり、綿織物だけの量ではないにしても、麻と木綿では生産効率が大きく異なるので<sup>46)</sup>、柳井周辺における木綿織物の生産が隆盛であり、柳井が周辺地域からの集積地として機能していたことがわかる。

『周防織物沿革誌』(大正3年)によると、初期の柳井縞は藍染ではなく、団栗や五倍子などを用いて下染めし、その上に藍を上掛けするという安価な偽紺染を使用していたとされている<sup>47)</sup>。山口県においても藍染は早くから知られており、享保19年

(1734)に阿波の商人が藍の売り掛け代金の回収の窮状を訴えた書状には、熊毛郡と大島郡からは17名の代金滞納者の名前が上がっており、18世紀の前半にはかなりの数の紺屋が存在したことが推察されている<sup>48)</sup>。国学者であり岩国藩士の広瀬喜運が著した『玖珂郡志』によると、享和2年(1802)には、玖珂郡多田村の紺屋の技術が非常に優れていることから、藩を超えて小倉からも注文があるほどであったとされている<sup>49)</sup>。『防長風土注進案』から抽出した天保12年(1841)頃の長州藩の紺屋の数は、433軒と尾張藩について多く、特に大島・熊毛の二郡では、一万石あたりの紺屋数が14軒となり、尾張藩と同程度であることが指摘されており、これに岩国藩領の紺屋を加えると、周東地域の紺屋の分布密度はかなり高いものになると考えられている<sup>50)</sup>。これらのことから、柳井の周辺には、木綿織物に欠かすことができない藍染が質・量共に備わっていたことがわかる。しかしながら、藍染は費用が高くつくことから、自家用の織物にのみ使用したとされている。

『周防織物沿革誌』によると、万延元年(1860)に大島日前村の松井重吉が商品化の遅れていた大島木綿を改良し、藍染による高品質の木綿縞を考案し、販路を獲得したことから、周辺地域の木綿織物である柳井縞、田布施木綿などが本藍染の縞木綿となった<sup>51)</sup>。そしてこれらの縞木綿が柳井に集積されることによって、柳井縞として流通していき、本藍染で堅牢である<sup>52)</sup>という柳井縞のブランドイメージが形成されていった。

しかしながら、このように本藍染の柳井縞が成立した数年後には、幕末の動乱期を迎えることになり、生産は休止状態になった。明治時代に入ると新しい価値観の導入によって、藍染による手織りの素朴な木綿縞は、時代遅れのものとして扱われ、明治14年(1881)の第2回内国博覧会への出品に対する復命書には、次のように述べられている。

木綿織皆佳良なり、しかれども唯、固有物産を固有の製造法に因りたるにすぎず、これに比喩を与えれば祖父の余光にして其功子孫の身にあることなし<sup>53)</sup>

## 7. 結び 一明治以降の柳井縞一

明治以降の柳井縞は、各地の織物産業と同じく、近代化、産業化の影響を強く受けて変遷をとげているのであるが、明治初期には幕末期と同等の生産量であったとされており、明治12年調査の「山口県各郡物産高草案」によると明治9年には柳井縞10万反、久賀縞3万反余、平尾町の縞木綿1万反の計14万600反が上げられている<sup>54)</sup>。これは『周防織物沿革誌』が伝えるように、明治6、7年頃には柳井近郊

の平尾村の生野源三が京都から練染絹糸を取り寄せ、絹糸入縞を考案することによって、販路を確保するなど<sup>55)</sup>、需要に応じた要素を取り入れることによって販売量を確保するという努力の結果であったと考えられよう。また明治14、5年には当時の流行の立筋縞を取り入れた、筋双子縞を正藍染による紡績糸を使用して緻密に織り上げたものが、好評を奏したことも伝えられている<sup>56)</sup>。このように明治以後の柳井縞は、市場の需要に応じた流行の要素を取り入れることによって、販売量を確保していたと思われる、明治33年(1900)には鉄道唱歌に歌われるまでに知られるようになった。現存する江藤商店の縞見本帳は、後書きによると、明治38年から44年の間に得意先から好評を得たものであり、貼付されている278点の縞見本のうち、123点が縞入りである。後書きには特に、

其意匠ハ明治三十八年我が織物同業組合ノ選ニ依リ廣嶋岡山両縣下染織業視察ノ命を受ケ其当時備後ノ神辺備中ノ高屋等ノ附近ニテ實見ノ柄ヲ応用シタルモノナリ<sup>57)</sup>

と記されており、備後縞を模したデザインを取り入れることで、業績を向上させていたことがわかる。

このように柳井縞は地縞として出発し、発展したことから、時代に応じてデザインや技術を変化させることで販路を確保し、製織工程に関しても綿替制度<sup>58)</sup>によって成立していた農家の副業的な位置づけから脱却して近代産業化への方向をとっていった。にもかかわらず明治末期から大正期に衰退してゆく原因は、より近代的な産業化に乗り遅れたことであると考えられてきた<sup>59)</sup>。また柳井縞は、地縞であることから、他地域の木綿織物と差異化をつける特定の縞のデザインを持っておらず、幕末期に確立しつつあった藍染による堅牢な柳井縞というブランドイメージを保持し、伝統染織工芸としての位置づけに立って存続することも困難であったと考えられる。即ち、明治期以降の柳井縞の隆盛と衰退は、江戸時代における国産木綿織物の拡大の中で、柳井縞が地縞として発展したという性格に起因していると言える。

## 8. まとめ

木綿織物は、鎌倉時代から少量がもたらされていたが、室町時代に李朝からの輸入が行われるようになると輸入量が増大し、武家における兵衣や幕・旗、そして仏教寺院における冬の衣服としてとして取り入れられた。15世紀末頃から日本産の木綿の栽培も行われるようになり、16世紀を通じて各地にひろまってゆき、17世紀の前半には、徳川幕府によって、麻

と木綿が農民の衣服に指定されている。このような木綿栽培のひろまりと木綿織物の製織の拡大は、日本各地に特産品としての銘柄木綿を生むことになる。山口県においても18世紀の半ば頃に木綿の生産量が增大しており、18世紀の後半には、柳井周辺において縞木綿の製織が行われていたことは明らかである。しかし初期の柳井縞は、団栗などを染料とした偽紺染を用いたもので、万延元年(1860年)に大島において正藍染の縞織物が織られるようになったことをきっかけに、集積地である柳井にちなんで柳井縞と称された木綿縞織物が流通することで、藍染で堅牢であるという柳井縞のブランドイメージが確立した。しかし、明治維新以降の新しい価値観の中では、この堅牢であるということが積極的に評価されることは少なく、紡績糸や練染絹糸の導入、流行の縞のデザインを取り入れるなどの試みによって、販売量の確保をめざしたが、時代が要請するより進んだ近代産業化には届かなかった。また幕末期に確立していた藍染による堅牢な縞織物というブランドイメージを進めて、伝統染織工芸として確立してゆくことができなかつたことも、大正期の衰退の一つの要因であると考えられる。このように柳井縞の隆盛と衰退は、柳井縞が地縞として発展してきたということに負うものであると考えられる。

## 注

- 1) 渡辺敬・木村早苗「山口県における伝統的染織ー山口県染織史についての一試論ー」山口大学教育学部紀要第1部、24 p.5-17；古城良子「山口県の縞織物について」山口女子大学研究報告 第1部 5、1980、p.69-74；椋梨純枝「山口県周防地方の木綿織物についてー柳井縞を中心としてー」日本服飾学会誌、第6号、1987、p.15-22。
- 2) 柳田国男『木綿以前の事』岩波文庫、2002、p.11-19。
- 3) 小野晃嗣「本邦木綿機業成立の過程」、『日本産業発達史の研究』法政大学出版局、1981。
- 4) 永原慶二『新・木綿以前の事』、中央公論社、1990。
- 5) 小野、前掲書、p.218-9。
- 6) 河上繁樹他『織りと染めの歴史 日本編』、昭和堂、2001、p.46。
- 7) 『庭訓往来』石川松太郎校注、東洋文庫、平凡社、1979、p.265。
- 8) 「花綾木綿」については室町中期の伝経覚筆本以外では「花縵木綿」と記されている。(前掲書 p.269)
- 9) 石川松太郎は「花綾木綿」について「浮織の花模様をつけた木綿のことであろう」と注釈している。(前掲書 p.269) 江戸時代に唐木綿としても
- たらされた中国南方産とされる厚手の変り織木綿には、綾織や浮織のものが見られるので、ここでいう「花綾木綿」は、このようなものであるかもしれない。
- 10) 前掲書、p.323。
- 11) 小野、前掲書、p.225-226。
- 12) 小野、p.231。
- 13) 永原、前掲書、p.108。
- 14) 永原、前掲書、p.109。
- 15) 永原、前掲書、p.69。
- 16) 小野、前掲書、p.287。
- 17) 永原、前掲書 p.84、小野、前掲書、p.289。
- 18) 谷田関次・小池三枝、『日本服飾史』光生館、1989、p.101-102。
- 19) 永原、前掲書、p.84。
- 20) 小野、前掲書、p.286-287。
- 21) 小野、前掲書、p.277。
- 22) 永原、前掲書、p.72。
- 23) 永原、前掲書、p.68；小野、前掲書、p.268。
- 24) 永原、前掲書、p.77；小野、前掲書 p.266。
- 25) 小野、前掲書 p.263。
- 26) 永原、前掲書、p.83。
- 27) 神谷栄子編、『小袖』日本の美術12、至文堂、P.48。
- 28) 『言継卿記』第四、続群書類従完成会、1998、p.99。
- 29) 小野、前掲書、p.255。
- 30) 河上、前掲書、p.61。
- 31) 中井長子「嶋もの考」服飾美学、第10号、p.61。
- 32) 小野、前掲書、p.269。
- 33) 小野、前掲書、p.277-8；永原、前掲書、p.114-115。
- 34) 松江重頼、新村出校閲、竹内若校訂、『毛吹草』岩波文庫、2000。
- 35) 寺島良安、『和漢三才図会』、『日本庶民生活資料集成』第28巻、三一書房、1980、p.434。
- 36) 寺島、前掲書、p.847。
- 江戸時代に日本で栽培されていた木綿は、アオイ科ワタ属の一年生草本であり、繊維が太くて短く、強度・弾性性はすぐれていたが、細い糸は紡げなかつたとされている。(山脇悌次郎『絹と木綿の江戸時代』、吉川弘文館、p.170、2002)
- 37) 寺島、前掲書、p.847。
- 38) 山脇悌次郎『絹と木綿の江戸時代』、吉川弘文館、2002、p.196、198。
- 39) 古城、前掲論文、p.69；関順也「柳井木綿」、地方史研究協議会編『日本産業史大系7 中国四国地方篇』、東京大学出版会、1960、p.144。
- 40) 山脇、前掲書、p.197-198。
- 41) 貫秀高『日本近世染織業発達史の研究』思文閣

出版、1994、p.414。

- 42) 『柳井市史 通史篇』 p.412。
- 43) 『岩邑年代記』四、岩国徴古館、1992、p.148。
- 44) 『岩国市史』上 p.451。
- 45) 『柳井市史 通史篇』 p.416-417。
- 46) 永原、前掲書、p.48。
- 47) 三浦敏次郎『周防織物沿革誌 I』柳井市立柳井図書館、1997、p.12。
- 48) 貫、前掲書、p.618。
- 49) 広瀬喜運、桂芳樹校訂『玖珂郡志』、徳山マツノ書店、1975、p.247。
- 50) 貫、前掲書、p.619、652の注30,31。
- 51) 三浦敏次郎『周防織物沿革誌 I』柳井市立柳井図書館、1997、p.13。
- 52) 関、前掲書、p.146。
- 53) 関、前掲書、p.148。
- 54) 貫、前掲書、p.415。
- 55) 三浦、前掲書、p.14。
- 56) 三浦、前掲書、p.17。
- 57) 『明治四十四年十二月綴之 機業乃手引 夏冬中柄小柄集』、江藤商店。  
この縞見本帳は江藤商店の末裔である田坂秋良氏に伝えられたものであり、現在は「柳井縞の会」によって保管されている。
- 58) 綿替制度とは、商人が打綿を農家に持ち込んで製織させ、織り上がった反物を買取る際に、原料の打綿代金を差し引くというシステムである。
- 59) 関、前掲書、p.147。